

海上保安庁職員等公益通報処理要領（抄）

制定 平成 18 年 3 月 29 日
全部改正 平成 21 年 3 月 27 日
一部改正 平成 22 年 3 月 26 日
一部改正 平成 23 年 2 月 17 日

第 1 趣旨

本要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号、以下「法」という。）の施行に伴い、海上保安庁（以下「当庁」という。）職員及び当庁との労務契約に基づく労働者並びに当庁との請負契約関係にある事業者との労務契約に基づく労働者（以下「請負契約労働者」という。）からの法令違反等に関する通報及び同通報に関する相談業務を適切に処理するとともに、内部通報者の保護を図ること並びに当庁の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

第 2 定義

本要領において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

- (1) 「公益通報」とは、法第 2 条第 1 項に定める「公益通報」及び法令違反等行為（当該法令違反等行為が生じるおそれを含む。）であって適正な業務の推進に資する通報をいう。
- (2) 「職員等」とは、当庁職員及び当庁との労務契約に基づく労働者並びに請負契約労働者をいう。
- (3) 「通報」とは、職員等からの公益通報をいう。
- (4) 「通報者」とは、内部通報を行う者をいう。
- (5) 「法令違反等行為」とは、「事故等報告要領について」（平成20年3月25日保監第41号）別表第 1 に掲げる事故等をいう。
- (6) 「受付」とは、公益通報をしようとする者からの相談及び通報を受けることをいい、(7)に規定する「受理」を除くものとする。
- (7) 「受理」とは、法に定める要件を満たす公益通報として、必要な調査を行うものとして受け付けることをいう。

第 3 通報処理体制

1 通報窓口

- (1) 職員等（請負契約労働者を除く。）からの通報を受け付ける窓口及び通報に関連する相談に応じる窓口は、別表 1 左欄に掲げる組織に所属する職員等ごとに、同表右欄に掲げる者（以下「通報窓口」という。）及び別表 2 の通報外部窓口とする。
- (2) 請負契約労働者からの通報を受付ける窓口は、本庁監察官とする。
- (3) 通報外部窓口に関する事項は、本要領第 6 その他 3. により細則に定

める。

2 通報対象の範囲

通報窓口及び通報外部窓口において、受け付ける情報は、当庁及び当庁職員等（当庁の事業に従事する場合における職員、代理人その他の者を含む。）についての公益通報に関するものとする。

3 秘密保持の徹底、利益相反関係の排除

通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

第4 通報の処理

1 通報の受付、受理

- (1) 通報処理に従事する者は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されることを通報者に対し説明しなければならない。
- (2) 通報窓口は、受け付けた情報を公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。
- (3) 通報外部窓口で受け付けた情報は、国土交通省公益通報窓口を経て、本庁監察官に通知されるので、本庁監察官は同情報が公益通報として受理することの適否を遅滞なく判断し、その旨を通報外部窓口を通じて当該通報者に通知するものとする。
- (4) 通報の内容が国家公務員倫理法若しくは国家公務員倫理規程に違反している、又は違反していると推察される場合は、その通報内容について速やかに当庁倫理監督官へ報告する。なお、この場合にあっては、匿名の通報であっても受け付けるものとする。
- (5) 通報の内容が国家公務員倫理法若しくは国家公務員倫理規程に違反している、又は違反していると推察される場合は、通報者名及び通報者と特定できるような事項（以下「通報者名等」という。）は通報窓口限りに留めるものとする。ただし、通報者名等を通報処理に従事する者に明らかにした方が、処理が適切に行える場合（例えば、通報者が判明しないように事実確認の方法を工夫する必要がある場合等）には、通報者本人の同意を得た上で、通報者名等を通報処理に従事する者に明かすことができる。

2 調査の実施

- (1) 通報を受理した通報窓口は、調査の必要性を十分に検討し、適正な業務遂行に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。
- (2) 通報処理に従事する者は、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。
- (3) 通報窓口は、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮

しつつ、調査中は通報者に対し、調査の進捗状況について適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知するよう努めるものとする。

3 調査結果に基づく措置の実施等

- (1) 調査の結果、法令違反等行為が明らかになったときは、調査を行った通報窓口は、速やかに是正措置及び再発防止策等(以下「是正措置等」という。)を講じさせるとともに、当該調査結果及び当該是正措置等を本庁監察官(当該通報窓口が本庁監察官ではない場合に限る。)に報告するものとする。

また、法令違反等行為のあった組織においては、「事故等報告要領について」(平成20年3月25日保監第41号)に基づく報告を直ちに行うものとする。

- (2) 国家公務員倫理法若しくは国家公務員倫理規程の違反行為について行った調査については、その処理結果を当庁倫理監督官へ報告する。

4 通報者への是正措置等の通知

通報窓口が是正措置等をとったときは、その内容を、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し通知するよう努めるものとする。

5 是正措置等の実効性評価

通報処理終了後、本庁監察官は、是正措置等が当庁において十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置等を講じさせるものとする。

6 通報外部窓口からの通知等

通報外部窓口で受け付けた通報の場合にあつては、当該通報者に対する前記2、4に定める通知及びその他当該通報に関する連絡等は、通報外部窓口を通じて行うものとする。

第5 通報者の保護等

1 通報者のフォローアップ

通報窓口は、通報処理終了後、通報者に対し、通報したことを理由とした不利益取扱いや職場内での嫌がらせが行われていないか等を適宜確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行うものとする。

2 救済制度の内部通報者への周知

本庁監察官は、通報又は相談したことを理由とした不利益取扱いについて、通報者が不利益取扱いの内容等に応じて、人事院に対する不利益処分についての不服申立て(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第90条)、勤務条件に関する行政措置の要求(同法第86条)、苦情相談制度等を利用することができる旨を周知するものとする。

第6 その他

1 通報関連資料等の管理

通報窓口は、各通報事案の処理に係る記録は細則に定める別記様式に記入することにより行い、関係資料とともに、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

2 職員等への周知

本庁監察官は、職員等に対する研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、通報窓口及び通報処理の仕組みなどについて、すべての職員等に対し周知するものとする。

3 細則

この要領の実施に関し、必要な細則は、別途定める。

(別表 1、別表 2 省略)